

天草基署発 0804 第 1 号
令和 4 年 8 月 4 日

事業者 殿

天草労働基準監督署長



熊本労働局長緊急メッセージの発出に伴う労働災害防止対策の強化について（要請）

日頃より労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、労働災害の防止にご尽力いただき重ねてお礼申し上げます。

さて、令和 3 年度の熊本県内における休業 4 日以上労働災害は、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、2 年連続で 1 0 0 名以上増加しており、令和 3 年の 2, 1 8 2 人は過去 2 0 年間で最も多い被災者数でした。

また、令和 4 年に入っても労働災害の増加に歯止めが掛かっておらず、このままのペースで災害が増加し続けると、統計が残る過去最多の 2, 2 4 8 人を大きく超える 2, 3 0 0 人超えが必至の状況となっています。

これはまさに非常事態とも呼ぶべき状況であり、これを改善するために熊本労働局では局長緊急メッセージを発出し、天草労働基準監督署では「天草労働基準監督署からの緊急のお願い」と題した労働災害防止のためのチェックリストを作成し、事業者に周知することで労働災害防止対策の強化を求めています。

事業者におかれましては、本趣旨をご理解していただいたうえで、以下の 3 つの事項に自主的に取り組んでいただきますよう要請いたします。

記

1 毎月 1 5 日を「一斉安全点検の日」と定める等により、作業開始前等に全員で、それぞれの身の回りの設備の点検や作業マニュアルに基づく作業が確実に実施できているかの確認を行ってください。

なお、点検・確認にあたっては、過去のヒヤリハット事例や労働災害の発生状況等に依りて事業場で予め作成したチェックリストにより実施するほか、天草労働基準監督署が作成した同封のチェックリストを活用していただいても構いません。

2 毎月 1 日を「安全パトロールの日」と定める等により、事業場のトップ及び職長以上の職員で安全パトロールを実施してください。

なお、既に安全衛生委員会等で毎月1回以上安全パトロールを実施している事業場においては、その日に併せて事業場トップ及び職長以上の職員を招聘して実施していただいても構いません。

3 事業場内における「安全宣言」を発出する等により、労使双方における安全衛生意識の高揚を図ることで、労働災害防止活動を活性化させてください。

なお、事業場のトップによる安全に係る「決意表明」の発出により実施するほか、天草労働基準監督署が作成した安全宣言（例）を活用していただいても構いません。

<同封物>

- ・熊本県下の事業者及び労働者の皆様へ（熊本労働局長緊急メッセージ）
- ・職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため
～取組の5つのポイント～を確認しましょう
- ・STOP！転倒災害
- ・エイジフレンドリーガイドライン
- ・「令和4年度エイジフレンドリー補助金」のご案内
- ・天草労働基準監督署からの緊急のお願い
- ・安全宣言

【連絡先】

天草労働基準監督署 監督・安衛課
竹内（たけうち）・藪（やぶ）
電話 0969-23-2266
FAX 0969-23-2267